



既存住宅の耐震診断・耐震改修のすすめ

町では耐震改修事業補助金交付制度を創設しております。
住宅のリフォーム等にあわせて耐震改修をしませんか？

近年は日本各地で大規模な地震が頻発しており、本町でもいつ地震が発生してもおかしくない状況にあります。町では、町民の安全、安心を確保するために、既存住宅の耐震改修費用の一部を補助する制度を設けています。

- 1 **対象住宅** ①所有者自ら居住している住宅
②昭和56年5月31日以前に着工した住宅で耐震診断の結果、上部構造評点1.0に満たない住宅
(昭和56年6月以降は建築基準法が改正され耐震基準が強化されています)
※耐震診断は根室振興局建設指導課で無料診断を行っております。(建物図面必要)
- 2 **補助額** 耐震改修工事費 20万円未満の場合……………その費用の額
20万円以上、200万円以下の場合……………20万円
200万円を超える場合……………耐震改修工事費の10%
300万円を超える場合……………30万円
- 3 **問合せ先** 別海町役場 建設水道部 事業課 建築担当 (内線3311)
総務部 防災交通課 防災交通担当(内線2116)
耐震診断について 根室振興局 産業振興部 建設指導課 Tel0153-23-6832



べつかい協働のまちづくり補助金

町では、より良いまちを目指し活動する団体を支援することを目的に「べつかい協働のまちづくり補助金(公募型・一般型)」を設けています。詳しい内容については、町ホームページ、役場総合政策課窓口、各支所・連絡事務所、社会教育施設等に設置された募集要項をご覧ください。なお、一部応募期間が限られているものがありますので、ご注意ください。

受付期間

4月1日(水)から

対象となる事業の確認や不明な点等があれば、下記担当までお早めにご相談ください。

問合せ/まちづくり推進担当 (内線2215・2216)

別海町ふるさと応援制度

寄付をいただきました

本間久雄さん(神奈川県在住)、小田広樹さん(埼玉県在住)から寄付をいただきました。

今回寄せられた寄付金は『清らかな川づくりに関する事業』、『酪農・水産・商工観光等の振興発展に関する事業』に有効活用させていただきます。

～今後も皆様からの応援をお待ちしています～

問合せ/企画振興担当 (内線2213)

別海町自治推進委員の公募について

町では、町民の皆さんと共にまちづくりを進めるため「別海町自治基本条例」に基づき「別海町自治推進委員会」を設置し、まちづくりへの町民参加や

条例の運用状況に係る検証などを行い、協働のまちづくりを進めるための方策について話し合いをしています。

この度、委員の改選に伴い、公募委員を募集いたします。町民の皆様のご応募をお待ちしています。

- 応募資格** 別海町在住の平成27年4月1日現在で満20歳以上の方
- 委員の任期** 委嘱の日から2年間
- 募集人数** 若干名
- 募集締切** 4月30日(木)まで
- 委員会の開催予定** 年4回程度(時間帯は午前10時から午後5時までの2時間程度を予定)
- 応募方法** 記入欄に必要事項を記入の上、郵送、FAX、メール又は持参にてお申し込みください。
- 応募先及び問合せ**

〒086-0205 別海町別海常盤町280番地 別海町役場総務部総合政策課まちづくり推進担当
TEL0153-75-2111(内線2215・2216) FAX0153-75-0371 メールsougouseisaku@betsukai.jp

記入欄

(氏名)	(年齢)	(電話番号)
(住所)		
(応募動機)		

春の火災予防運動

4月20日から4月30日まで

春は、空気が乾燥していることから火災の発生が多い季節です。

特に、火のついたタバコのポイ捨て、野焼き（ごみ焼き）が原因で、多くの火災が発生しています。

“火の用心”を忘れず、かけがえのない命や財産を火災から守りましょう。

住宅防火点検を実施します！
(農家地区)

運動期間中、消防団員（身分証携帯）による住宅の防火点検を実施します。

防火点検では、家畜伝染病予防のため、使用する車両などは消毒を行いながら実施します。ご理解とご協力をお願いします。

<点検内容>煙突の設置状況・ホームタンク設置状況・ガスボンベ設置状況 など

平成27年度 危険物取扱者・消防設備士試験日程表

※書面申請のほか、振込手数料のかからないインターネットからの受験申請（電子申請）がご利用できます。詳しくは（財）消防試験研究センターのホームページをご覧ください。

危険物取扱者試験

試験日	受験願書の受付期間		試験の種類	試験地 (近隣市町村のみ掲載)
	書面申請	電子申請		
第1回 5月31日(日)	4月15日(水)～ 4月22日(水)	4月12日(日)～ 4月19日(日)	甲種 乙種 (第1～6類) 丙種	釧路市 他6市
			乙種 (第1～6類) 丙種	根室市 他11市町
第2回 8月9日(日)	6月30日(火)～ 7月8日(水)	6月27日(土)～ 7月5日(日)	甲種 乙種 (第1～6類) 丙種	釧路市 他6市
第3回 11月1日(日)	9月16日(水)～ 9月28日(月)	9月13日(日)～ 9月25日(金)	甲種 乙種 (第1～6類) 丙種	釧路市 他6市
			乙種 (第1～6類) 丙種	中標津町 他12市町
第4回 平成28年 1月31日(日)	平成27年 12月8日(火)～ 12月16日(水)	平成27年 12月5日(土)～ 12月13日(日)	甲種 乙種 (第1～6類) 丙種	釧路市 他6市
第5回 平成28年 3月27日(日)	平成28年 2月22日(月)～ 2月29日(月)	平成28年 2月19日(金)～ 2月26日(金)	乙種 (第4類) 丙種	札幌市

消防設備士試験

試験日	受験願書の受付期間		試験の種類	試験地 (近隣市町村のみ掲載)
	書面申請	電子申請		
第1回 5月31日(日)	4月15日(水)～ 4月22日(水)	4月12日(日)～ 4月19日(日)	甲種 (第1～5類) 乙種 (第1～7類)	釧路市 他6市
			甲種 (特類)	札幌市
第2回 8月9日(日)	6月30日(火)～ 7月8日(水)	6月27日(土)～ 7月5日(日)	甲種 (第1～5類)	釧路市 他6市
			乙種 (第1～7類)	
第3回 11月1日(日)	9月16日(水)～ 9月28日(月)	9月13日(日)～ 9月25日(金)	甲種 (第1～5類) 乙種 (第1～7類)	釧路市 他6市
			甲種 (第1～5類) 乙種 (第1～7類)	釧路市 他6市
第4回 平成28年 1月31日(日)	平成27年 12月8日(火)～ 12月16日(水)	平成27年 12月5日(土)～ 12月13日(日)	甲種 (第1～5類) 乙種 (第1～7類)	釧路市 他6市
			甲種 (第1～5類) 乙種 (第1～7類)	釧路市 他6市

※受験願書交付及び問合せ先／別海消防署予防課 TEL0153-75-2200

飼犬の登録忘れていませんか？

生後91日以上以上の犬の飼い主は、犬を取得した日から30日以内に、町民課に犬の登録を申請し、交付された鑑札を犬に付けておかなければなりません。

鑑札には登録した自治体と、犬の固有番号が表記されており、犬が全国のどこで保護されても飼い主がわかるようになっています。犬には必ず鑑札を付けるとともに、引越などの際には犬の登録変更届も忘れず提出してください。

登録手数料は1匹3,000円です。

なお、一度登録すれば、犬の所在地が変わっても登録手数料は不要です。

※犬の登録はしていても、飼犬が死んだときに死亡の届出を忘れていませんか？死亡届が提出されないと、登録が抹消できないため「集合注射の案内」などの送付が続くことになります。

※「うちの犬は室内犬だから大丈夫。」などと安易に考えてはいけません。違反した場合には『狂犬病予防法』にて20万円の罰金又は科料に処せられます。注意しましょう。

問合せ／町民生活担当（内線1213）

平成27年度 野犬掃討のお知らせ

町では狂犬病予防及び町民・家畜への被害防止のため、「狂犬病予防法」「別海町畜犬及び野犬掃とう条例」に基づき野犬掃とうを行っています。

飼犬をけい留せずに飼育することは野犬掃とう用務のさまたげとなるだけでなく、新たな野犬発生の原因となります。

※『別海町畜犬取締及び野犬掃とう条例』では、けい留を離れた犬は飼犬であっても人又は家畜の被害防止のために緊急を要する場合には掃とうできると定めています。愛犬を守るためにもけい留の徹底をお願いいたします。

問合せ／町民生活担当（内線1213）

別海斎場からのお知らせ

中標津町外2町葬斎組合斎場設置条例の一部改正に伴い、斎場使用料・使用料の減免・休日について、次のとおり変更となります。

◆斎場使用料（設置条例第4条）

5区分から3区分へと変更し、料金を年間通して一律としました。また、別海町・中標津町・標津町の住民でない場合については、3割増から6割増へと変更になります。

【旧料金表】

区 分		金 額	
		5月1日から 9月30日まで	10月1日から 4月30日まで
15歳以上	1死体につき	6,000円	7,000円
15歳未満	1死体につき	4,500円	5,500円
4ヶ月以上の胎児及び 3歳未満	1死(体)(胎) につき	2,500円	3,500円
4ヶ月未満の胎児及び 胞衣産わい物	1死胎及び 1件につき	700円	700円
上肢、下肢等身体の一部	1件につき	700円	700円

*死体(胎)が本組合(別海町・中標津町・標津町)の住民でない場合の使用料金は、3割を増徴する。ただし、死体(胎)の保護者又は扶養義務者が本組合の住民の場合は除く。

◆使用料の減免（設置条例第5条）減免対象の明確化を図りました。

【旧減免規定】

組合長は、貧困その他特別の事情により使用料を納付することができないと認めた場合は、その料金を減額し、または免除することができる。

【新減免規定】

組合長は、火葬申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その料金を減免し、または免除することができる。

- (1)申請者が生活保護法の規定による保護を受ける者。
- (2)申請者がその他特別な事情により使用料を納付することができないと組合長が認めた場合。

◆休 日（設置条例第7条）休日を新たに設けました。

【旧規定】

（火葬場使用時間）

火葬場の使用時間は、午前9時より午後5時までとする。ただし、組合長が特別の事由があると認めるときはこの限りではない。

【新規定】

（開場時間及び休日）

火葬場の開場時間及び休日は、次のとおりとする。

- (1)開場時間は、午前9時より午後5時までとする。
 - (2)休日は、友引及び12月31日、1月1日とする。
- 2 組合長が特別に必要と認めるときは、前項の規定に関わらず開場時間、閉場時間の伸縮、変更及び臨時に休場、開場することができる。

問合せ／中標津町外2町葬斎組合事務局（中標津町役場町民生活部）TEL 0153-73-3111（内線218）
別海町役場福祉部町民課町民生活担当 TEL 0153-75-2111（内線1212）



別海町ごみの減量化大作戦!

4月は引越しシーズンです!

3月から4月にかけては引越しなどで沢山のごみが出るのが予想されます。引越しなどにより大量にごみが出た場合、ごみステーションに出してしまうと他のごみが出せなくなるなど近隣の方の迷惑になってしまいます。

一度に大量のごみが出る場合は、ごみ処理場へ直接持ち込むか、許可業者へ依頼するようお願いいたします。ごみの出し方などでわからないことがありましたら、下記までお気軽にお問合せください。

小型家電の回収をしています!

小型家電製品・電子機器に含まれる有用金属（レアメタル）などをリサイクルするため、家庭から排出される使用済み小型家電製品等を、昨年より町内5ヶ所に回収ボックスを設置し、無料回収しています。

<回収品目>

回収ボックスの投入口（縦30cm×横30cm）に入る大きさの家庭で不要になった使用済み小型家電。（コード等付属品を含む。）

（携帯電話、パソコン、デジタルカメラ、電話機、ファクシミリ、ラジオ、DVDプレーヤー、ゲーム機、カーナビ、リモコンなど）

<注意事項>

- 1 対象品目であっても回収ボックスに入らないものは回収できません。（もえないごみ又は粗大ごみで排出してください。）
- 2 個人情報が含まれるものは、あらかじめ消去してください。
- 3 対象品目で使用していた電池は抜いてください。（分解、解体が必要とされるものは除きます。）
- 4 CD・DVD・ビデオテープなどの記録媒体は対象外です。
- 5 家電リサイクル法対象品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）は出せません。
- 6 梱包していた箱や袋、発泡スチロールなどは入れないでください。



<回収ボックス設置場所>

- 1 別海町役場
- 2 西春別支所
- 3 尾岱沼支所
- 4 上春別連絡事務所
- 5 上風連連絡事務所

* 「ごみ出し辞典」「ごみ出しルール」は町民課・各支所窓口で配布しています!

* ごみの分別に関する出前講座も行なっています!

ごみの分別等に関する疑問にお答えするため、学校、町内会などの各種団体を対象に出前講座を行っています。出前講座を希望される団体は、町民生活担当または生涯学習担当までお問合せください。

問合せ/町民生活担当（内線1211~1213）

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

平成27年度のし尿と家庭廃水のくみ取りが始まります。

くみ取りが必要な方は、くみ取り月の前月20日までに町民課・各支所・連絡事務所又は渡邊清掃株式会社（電話75-2861 フリーダイヤル0120-57-9310）までお申し込みください。※携帯からはフリーダイヤルにつながりません。

なお、5月のくみ取り地区は別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹となります。まだ申込みをされていない方は、**4月20日**までにお申込みください。

また、事前に必ず別海町収入証紙（し尿処理専用）を用意してください。

申込方法や証紙の購入場所については、役場町民課又は各支所、連絡事務所で配布する「し尿と家庭廃水のくみ取り予定表」を参考にしてください。

問合せ/町民生活担当（内線1212・1213）

